P5 NEWS

SHONAN TAX OFFICE NO. 244

平成22年１月１日

2010新春特別号

今年から新春特別号とします。来年から年賀状の代わりに、これでいこうと構想は練ったのですが、どの様に変えるか何も浮かんできませんが、今年はその手始め。年賀状と重複する部分もありますが、送らせて頂きます。なお、昨年喪中のはがきを頂きました皆様にも年賀状の代わりに「特別号」をお送りさせて頂きます。

まず定番から。

新年のご挨拶を申し上げます。今年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

昨年１年間の個人的な重大ニュース

１．大学院の指導学生が秋田で税理士登録
・・後に続いている（8月）

２．税制視察？でパリへ(9月)

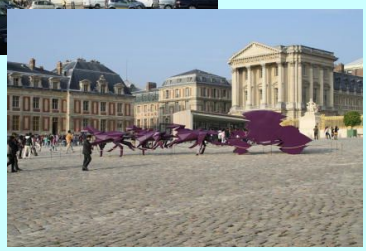

３．胃・腸の内視鏡検査
・・一応大丈夫とのこと（3月）

４．パソコン故障でＯＳ再インストール
2度目(12月)

５．大半を電子申告に

６．大学院生と地獄の特訓ゼミ・青森合宿
(9月)

７．税理士会支部主催の法人税法講座の10回に渡る講師の打ち上げ(3月)

８．東北のお祭りの参加する国境祭り・「ねぶた」から「山笠」まで（9月）

９．ヨットレースに・足腰が弱くなり、全身打撲（11月）

10．アマチュア無線局(JA1QLF)の免許更新(７月)

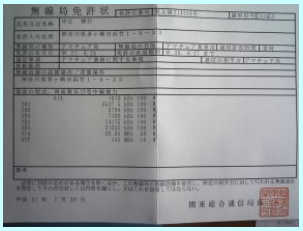

こんな一年間でした。今年はどんな年になることやら・・・

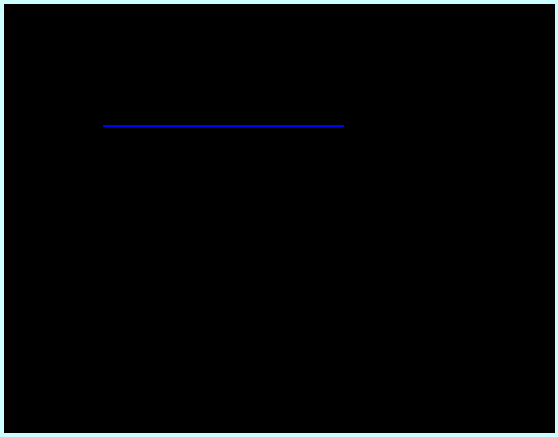

編集後記　新年号です。20年を経過した事務所通信を１月号は「新春特別号」といたしました。今回は、写真中心に作ってみましたが、果たしてどうでしょうか？なお、毎月送付ご希望の方は、ご連絡いただければお送りさせていただきます。今年もいろいろと考えてお送りしようと思っています。

今年もどうぞよろしくお願いします。

編集発行 株式会社プランニングファイブ TEL0467-87-6127 p5@p-five.com

１月の税務・総務予定

（税務）

＊源泉所得税の納付期限　11日
（納期特例適用者　20日）

＊法定調書の提出･･･　２月１日

＊給与支払報告書の提出･･･
２月１日

＊固定資産税の償却資産申告書の
提出･･･２月１日

＊個人住民税第４期分の納付
通常月末

（総務他）

＊年賀状の整理

さま変わりした新年号は、来年を見据えた構成になっています。

来年からできるだけ年賀状を廃止してこの新年号をお送りしようと思っていますが、用紙も検討しなければなりません。

年賀状の話を少し・・・

近隣のアジア諸国には年賀状と同様なものもありますが、欧米では年賀状の習慣はなくクリスマス・カードが一般的です。

日本では、古く奈良時代から新年の挨拶を書状で行っていたといわれています。現在の郵便制度は、明治４年に英国より導入された制度で、**「はがき」**は２年後の明治６年から導入されました。その頃の新年の挨拶は和紙などに書いた封書で送られていましたが、**はがき**の普及とともに今のような簡易な**はがき**に移っていきました。しかし明治20年頃になると１月１日の消印となるように投函する方が増え年末に集中する結果となり、対応が難しくなってきました。その結果、年賀状を通常の郵便とは別に処理することとなり、明治32年（1899年)に「年賀郵便」として取り扱われることになりました。

もちろん今までには、年賀状の取り扱いが休止されたときもありました。それは、関東大震災（大正12年）、大正天皇崩御（大正15年）と戦争による時局悪化（昭和15年）の時です。

低迷を続けた戦後の年賀状は、昭和24年の**「お年玉くじ付き年賀はがき」**から爆発的に増加していきました。

しかし、平成５年前後の35億通を超える年賀はがきは徐々に減少しています。それは、戦後の安否の確認を大きな目的とした年賀状も電子年賀状や年賀メールなど手軽な別の方法ができたこと、生きているという内容だけに意味を見いださなくなったことなど。

百年を超える我が国の郵政事業も諸外国と同様に減少傾向が顕著になってきました。事務所でも毎年数百通を超える年賀状の発送も「喪中欠礼」の管理などが十分にできずに失礼になっていることも少なくありません。

このために、大変失礼とは存じますが来年からこの「新春特別号」を年賀状の代わりに送らせて頂きます。内容は、１年かけてもう少し考えます。

そこで、昨年、喪中のご挨拶を頂いた方にもこれを送らせて頂きます。

今年の世の中の主な予定・・

＊　バンクーバーオリンピック
（3月12日～）

＊　上海万博(5月)

＊　サッカーワールドカップ・
南アフリカ(6月)

＊　参議院選挙（7月）

＊　アメリカ中間選挙(11月)

【税金のはなし】

民主党政権下で初めてとなる平成22年度の税制改正大綱は、平成21年12月22日に閣議決定されました。それまでの自民党政権下ではみられない改正が随所にみられます。「新年特別号」なので細かいところを紹介することはできませんが、個々の内容はともかくとして興味深い内容も少なくありません。

財源不足の中の大型予算を支える国税の税制の税収見込みは、22年度で若干の減税でそれ以降は５千億円の増収が見込まれています。

改正の主なものとしては、租税特別措置法、扶養控除関連、脱税犯の罰則の強化などがあります。法人税関連も大きな改正としては、特殊支配支配同族会社課税の廃止やグループ法人単体課税制度などがあります。

特殊支配支配同族会社課税は、赤字会社には適用がありませんので直近ではあまり出てきませんが、一人オーナ会社の社長の報酬が高いところや利益が出ているところについての課税が今年の４月決算法人から廃止されますので、すぐに影響が出そうです。

グループ法人単体課税については、親会社の資本金が５億円以上だと要注意です。それほど無いとは思いますが、頭の中には入れておかないと痛い目に遭うことになります。

もう一つ自民党政権下では考えられなかった改正に「納税者の環境整備」として「納税者権利憲章(仮称)」があげられています。これは国民主権にふさわしい税制の構築を目的として、納税者の権利を明確にしようというものです。先進諸外国では、当たり前なものでも我が国では当たり前のことができなかった制度です。

また、反面調査や事前通知のない税務調査なども明確にルール化されるかもしれません。